

審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第104条の4第3項
処 分 の 概 要 :	申出による免許の付与
原権者 (委任先) :	長崎県公安委員会
法 令 の 定 め :	道路交通法第104条の4第1項及び第2項 (申請による取消し)、第106条の3第2項 (免許証の返納等) 第106条の4第2項 (免許情報記録の抹消等) 道路交通法施行令第39条の2の3 (申請による取消しの際に受けられることができる免許の種類)、第39条の2の4 (申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第30条の7 (取消しの申請等)
審 査 基 準 :	(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間 :	申請の当日中 ※ 即日交付できない場合は28日 (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 :	警察本部交通部運転免許管理課、長崎運転免許センター、警察署 (長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署及び大村警察署を除く) 及び雲仙警察署雲仙北交番
問 合 せ 先 :	警察本部交通部運転免許管理課 (0957-53-2128)
備 考 :	